

制定・改正する政省令

○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

- ・・・改正法の施行日を令和2年9月1日とする政令

○国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

- ・・・データ連携基盤整備事業に関する基準等

○国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

- ・・・スーパーシティ基本構想についての住民等の関係者の意向の確認方法等

○内閣府・総務省・経済産業省関係国家戦略特別区域法施行規則

- ・・・データ連携基盤の安全管理基準

○国家戦略特別区域法第二十五条の二の内閣府令で定める実証事業等を定める内閣府令

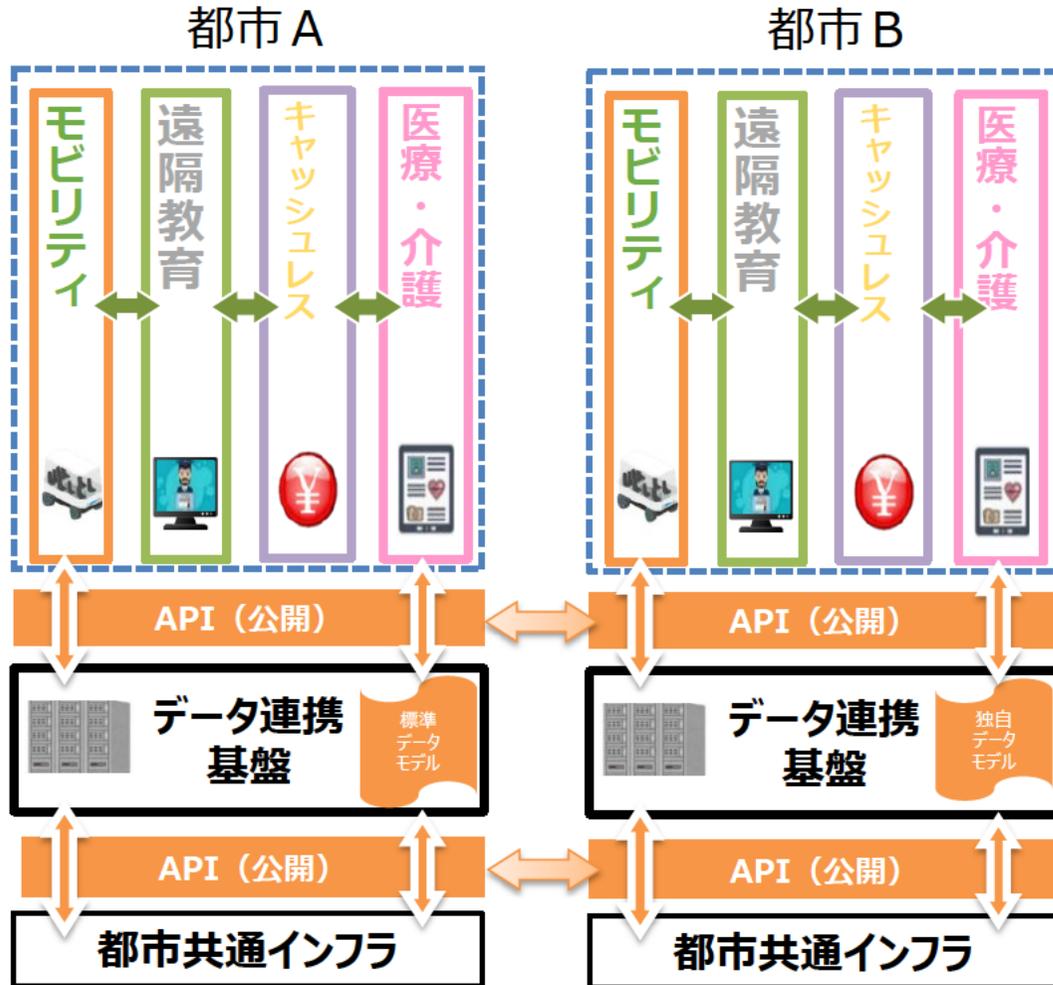
- ・・・地域限定型サンドボックス制度の施行のための規定

○内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

- ・・・条順、文言の適正化

データ連携基盤整備事業に関する基準（都市間の相互運用性確保）

【特区法施行令（第1条）及び特区法施行規則（第1条の2）関係】



都市ごとに、バラバラでつながらないデータ連携基盤とならないよう、それぞれのAPI(異なるソフト同士でデータや指令をやりとりするときの接続仕様)を公開

- 良いサービスの都市間横展開が容易に。
- 万一の時でも、サービスを変えずにデータ連携基盤だけ取り替え可能。



データ連携基盤整備事業者が遵守すべき基準

- APIの仕様、取り扱っているデータの種別や内容及び形式、その活用に伴う規約などを公開する。
- その公開方法は、インターネットによる。
- データの提供に関し、不当に差別的な取扱い等を伴う条件を付してはならない。 など

(※) API : Application Programming Interface

スーパーシティ基本構想について住民等関係者の意向の確認方法

【特区法施行規則（第30条第4項）関係】

区域会議（特区担当大臣・首長・事業者・住民代表等）において、**区域の住民が抱える社会的課題**を抽出し、整理

区域会議において、**社会的課題の解決に資する先端的サービスや、サービス間のデータの連携・共有に関する基本的なプラン（基本構想）**を策定
規制改革事項を抽出

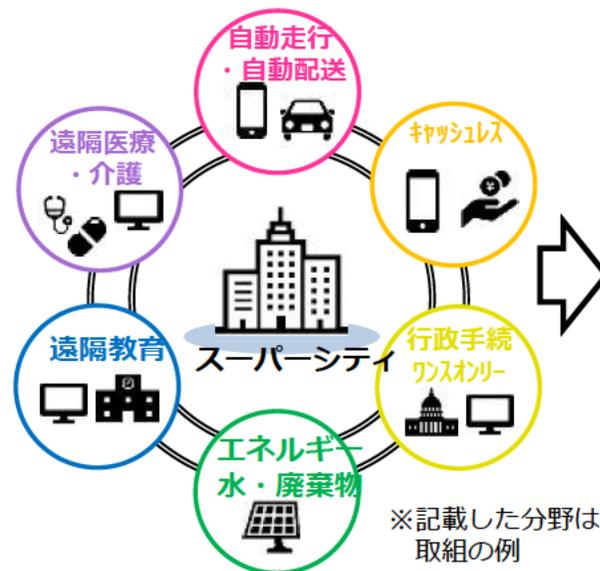
区域会議は、基本構想を申請するにあたり、**区域の住民その他の利害関係者の意向を確認**。
その意向の確認方法を内閣府令で規定（下記）

意向の確認方法に関する規定

- （1）次のいずれかに該当する措置を講ずるものとする。
- ・関係者から構成される**協議会の議決**
 - ・当該区域に係る**議会の議決**
 - ・当該区域の**住民の投票**
 - ・その他の国家戦略特別区域会議が適切と認める方法

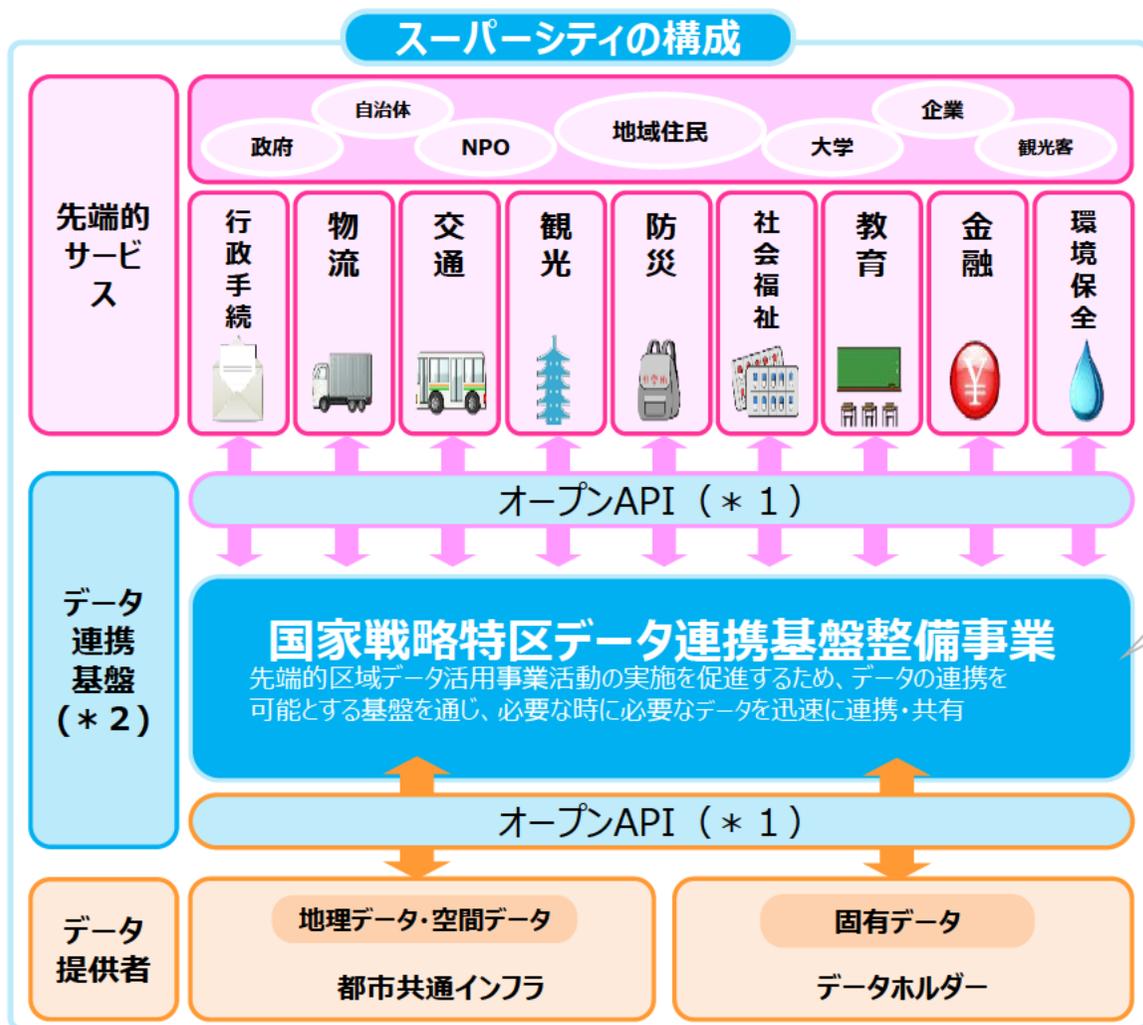
（2）国家戦略特別区域会議は、事前に、公聴会・説明会の開催等により、当該区域計画又は認定区域計画の変更の案の内容について説明を行うものとする。

住民が抱える社会的課題を解決



データ連携基盤の安全基準

【内閣府・総務省・経済産業省関係特区法施行規則】



サービス間のデータの連携・共有の要となる、データ連携基盤整備事業者に対しては、サイバーセキュリティ対策等の安全管理基準を規定し、その遵守、適合を内閣府が確認する。

データの安全管理基準

- 責任体制等の確立
- 運用規程等の策定
- 要員（情報処理安全確保支援士等）の確保
- P D C A サイクルの確立
- 事業継続計画（BCP）の策定 など

(* 1) API :Application Programming Interface (* 2) データ分散方式を推奨。必要に応じてデータ蓄積も許容。